

令和4年第2回

中津川市議会（臨時会）議案

令和4年5月19日

令和4年第2回中津川市議会（臨時会）議案目次

報第 2号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議第37号	中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議第38号	中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・ 13
議第39号	中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中 津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について・・・・・・・・ 16
議第40号	中津川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて・・ 19

報第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出

中津川市長 青山節児

- 1 中津川市税条例の一部改正について（専第2号）
- 2 中津川市都市計画税条例の一部改正について（専第3号）
- 3 中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（専第4号）

専第2号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改める。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱

損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の中津川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専第3号

中津川市都市計画税条例の一部改正について
中津川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

中津川市都市計画税条例(令和3年中津川市条例第25号)の一部を次のように改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第13項中「附則第7項」を「附則第6項、第7項」に改める。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中津川市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第4号

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部改正について

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
(平成28年中津川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「翌日以後2年」
を「翌日以後3年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第37号

中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和4年5月19日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

公益的法人等へ派遣する職員に対して支給できる手当の拡充を図るため、この条例を定
めようとする。

中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号。以下「給与条例」という。)に規定する給料及び手当」に改める。

第5条中「中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第8条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「企業職員である派遣職員にあっては企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年中津川市条例第17号)第2条に規定する給与を、単純労務職員である派遣職員にあっては中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年中津川市条例第30号)第2条に規定する給与」に改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(派遣職員の業務上等の災害に対する給付に係る補償の特例)

第20条 市は、派遣先団体における業務上の事由又は通勤により派遣職員が被災した場合であつて、当該派遣職員に対する労働者災害補償保険法の規定による保険給付等が、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による補償等に満たないときは、当該派遣職員又はその遺族に対し、その満たない分に相当する額の補償を行うことができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第38号

中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年5月19日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

国家公務員に準拠し、職員等の給与を改定するため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和38年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の202.5」に改める。

(中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和32年中津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の中津川市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項及び第2条の規定による改正後の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)から第5項まで、第3条の規定による改正後の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条第2項、第4条の規定による改正後の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第5条第2項又は中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 給与条例の適用を受ける職員

ア 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)

以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(イ) 給与条例第20条第2項の市の規則で定める職員(イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15

(ウ) 第2条の規定による改正後の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の特定任期付職員 167.5分の10

イ 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

(ア) 特定管理職員以外の職員 72.5分の10

(イ) 特定管理職員 62.5分の10

(2) 第3条の規定による改正後の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条に規定する特別職の職員 210分の15

(3) 第4条の規定による改正後の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第1条に規定する議長、副議長及び議員 215分の15

(委任)

3 前項に定めるもののほか、同項の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議第39号

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年5月19日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地域優良賃貸住宅等の入居率の向上を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例

(中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第1条 中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例(平成17年中津川市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅(以下「特定公共賃貸住宅等」という。)」を「特定公共賃貸住宅等」に改める。

第2条第1号中「法律第52号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「住宅及び」を「特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅並びに」に改め、同条第2号中「第3号」を「第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 親族等 法第3条第4号イに規定する親族又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)をいう。

第3条第3項表以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に理由があると認めるときは、2年を限度に入居期間を延長することができる。

第6条第1項第2号中「親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を「親族等」に、「同居親族」を「同居親族等」に改め、同項第3号ウ中「当該住宅が所在する地区」を「市長が別に定める地区」に改め、同項第4号中「親族」を「親族等」に改める。

第28条第1項第7号を次のように改める。

(7) 地域優良賃貸住宅にあつては、第3条第3項に規定する入居期間を超えたとき。

(中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正)

第2条 中津川市若者定住促進住宅管理条例(平成17年中津川市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「若者定住促進住宅(以下「住宅」という。)」を「住宅」に改める。

第2条中「市が」を「市が住民に賃貸するため、」に、「建設し、住民に賃貸するための住宅」を「建設した若者定住促進住宅」に改める。

第6条の見出し中「入居申込み者」を「入居申込者」に改め、同条第1項中「住宅に入居の申込みをしようとする者」を「住宅への入居を申し込もうとする者」に改め、同項第2号中「35歳以下」の次に「(味噌野団地にあつては40歳以下)」を加え、同項第4号中「当該UI住宅が所在する地区」を「市長が別に定める地区」に改める。

第27条第1項第6号ただし書を削る。

別表第1味噌野団地の項中「UI住宅」を削る。

別表第2味噌野団地の項中「30,000円」を「38,000円」に改める。

別表第3味噌野団地の項中「入居期間 5年」を「年齢50歳に到達した日の属する年度末まで」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 阿木団地、山口団地及び川上矢柱団地については、市長が特に理由があると認めるときは、2年を限度に入居期間を延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例第6条並びに第2条の規定による改正後の中津川市若者定住促進住宅管理条例第6条及び別表第1から別表第3までの規定は、令和4年6月1日以後に入居の申込みをする者について適用する。

議第40号

中津川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、次の者を中津川市固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和4年5月19日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市蛭川	林 行典